

東京たま広域資源循環組合理約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

東京たま広域資源循環組合規約の一部を変更する規約

東京たま広域資源循環組合規約（昭和５５年１１月１日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第４条中「東京都府中市新町二丁目７７番地の１東京自治会館内」を「東京都西多摩郡日の出町大字大久野７６４２番地」に改める。

附 則

この規約は、平成２６年４月１日から施行する。

東京たま広域資源循環組合規約新旧対照表

改正後	改正前
(事務所の位置) 第 4 条 組合の事務所は、<u>東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7 6 4 2 番地</u>に置く。	(事務所の位置) 第 4 条 組合の事務所は、<u>東京都府中市新町二丁目 7 7 番地の 1 東京自治会館内</u>に置く。